令和6年度　随意契約の公表（選挙管理委員会事務局）

令和6年10月1日から令和7年3月31日までの随意契約
【選挙管理委員会事務局】

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額（円）	随意契約によることとした理由
選挙管理委員会事務局	第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査に係る計数機等点検業務	令和6年9月19日	株式会社ムサシ　大阪支店	東大阪市長田中3丁目6番1号	544,258	当該業務を遂行できるのは、機器の製造・販売業者である同社に限られるため。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）
選挙管理委員会事務局	第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査における公営選挙ポスター掲示場設置等業務	令和6年10月4日	株式会社スエヒロデンキ	奈良県磯城郡田原本町矢部338-3	7,597,832	当初本業務の見積書を提出していた業者から受託不可と回答があり、急遽、他の業者に受託可能か確認したところ、当市の仕様を満たすことができるのが本相手方のみであったため。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）
選挙管理委員会事務局	第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査に係る入場整理券印刷関連業務	令和6年10月4日	共同印刷西日本株式会社	大阪市中央区平野町2丁目1番2号沢の鶴ビル	（単価契約） 3,274,172	本業務は、入場整理券を印刷し、市内の選挙人名簿に登録された者に対し、選挙期日の公示日後速やかに各世帯へ送付するものだが、入札の実施により契約時期が遅れると、発送時期が遅れ、選挙期日を迎えても選挙人に届かないことになる。同社は、本市で同業務を限られた時間で誠実かつ確実に履行した実績があり、本市から提供する帳票等の性質も熟知していることから同社に委託することが最も有益であるため。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第5号）

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
選挙管理委員会事務局	第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査に係る期日前投票及び不在者投票事務等の労働者派遣業務	令和6年10月11日	テルウェル西日本株式会社関西支店	大阪市東成区中道1丁目10番26号サクラ森ノ宮ビル	(単価契約)7,510,825	本業務は、選挙公示日前日より研修を実施し、速やかに期日前投票等事務に従事する必要があり、入札により開始時期が遅れると期日前投票実施に多大な影響が考えられる。 同社は、本市で同業務を限られた時間で誠実かつ確実に履行した実績があり、本市の期日前投票等事務の性質も熟知していることから同社に委託することが最も有益であると判断したため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第5号)
選挙管理委員会事務局	第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査に係る選挙公報配布業務	令和6年10月11日	株式会社讀宣	大阪市北区野崎町5番9号	6,600,000	本業務は、選挙期日の2日前までに速やかに選挙公報を全戸配布するが、入札の実施により契約時期が遅れると、配布時期が遅れ、選挙期日を迎えても選挙人に届かないことになる。同社は、本市で同業務を限られた時間で誠実かつ確実に履行した実績があり、本市から提供する不在者投票施設一覧や市域についても熟知していることから同社に委託することが最も有益であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第5号)
選挙管理委員会事務局	第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査に係るパーテーション及び事務機器賃貸借契約	令和6年10月11日	西尾レントオール株式会社　RA西日本営業部	大阪市城東区鴫野西2丁目6番8号	1,721,968	本業務は、期日前投票所として使用する市民ロビーにおいて、パーテーションや机等の器材の借用を行うものであるが、契約時市民ロビーについては臨時特別給付金プロジェクトチーム(以下、給付金PT)の執務室が設置されており、選挙時においては当該執務室のパーテーションレイアウトを変更し、期日前投票所及び給付金PT用のレイアウトにする必要があることから、給付金PT設置を受託している当該業者でなければ業務を行うことができないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
選挙管理委員会事務局	第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査に係る投票所警備業務	令和6年10月16日	伸和サービス株式会社	大阪市北区天神橋7丁目7番5号	589,380	本業務は、総務部総務課が同社と市役所庁舎の警備業務について委託契約を締結しており、効率性、経済性を鑑み、同社でなければ当該業務を行うことができないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)
選挙管理委員会事務局	第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査に係る投開票器材搬送業務	令和6年10月23日	株式会社サカイ引越センター　八尾支社	八尾市太田4丁目14番1号	885,500	衆議院の解散という緊急の出来事により競争入札に付すことができないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第5号)
選挙管理委員会事務局	第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査に係る当日投票システム導入支援業務	令和6年10月24日	行政システム株式会社　大阪支店	大阪市淀川区宮原4丁目5番41号	1,175,130	本業務は、行政システム株式会社より既に導入を受けている期日前投票システムからデータ抽出を行い、投票所ごとに投票情報の連携を行うものであり、本業務における設定作業や研修を実施できるのは契約相手方のみであるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)
選挙管理委員会事務局	第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査に係る開票会場設営、撤去、運搬及び収納業務	令和6年10月25日	株式会社デザインアーク　大阪本店	大阪市西区阿波座1丁目5番16号	3,080,000	衆議院の解散という緊急の出来事により競争入札に付すことができないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第5号)
選挙管理委員会事務局	第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査に係る投票所設営及び投票事務業務	令和6年10月25日	公益社団法人八尾市シルバー人材センター	八尾市宮町1丁目10番32号	1,055,780	本業務は、契約からの短期間に多数の人材を確保する必要があるが、入札の実施により契約時期が遅れると人材の調達コストが上昇し、選挙期日確定後早急に契約しなければ著しく不利な価格をもって契約をしなければならないおそれがあるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第5号)

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
選挙管理委員会事務局	第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査に係る投票所警備業務	令和6年10月27日	日本トラスト株式会社	東大阪市永和1丁目25番地12号　NT俊徳道駅前ビル401	1,052,979	本業務は、契約からの短期間に多数の人材を確保する必要があり、入札の実施により契約時期が遅れると人材の調達コストが上昇し、選挙期日確定後早急に契約しなければ著しく不利な価格をもって契約をしなければならないおそれがあるため。（地方自治法施行令第167条の2第1項第5号）
選挙管理委員会事務局	選挙人名簿システム標準化に伴うデータ抽出対応作業	令和7年1月23日	富士通Japan株式会社	大阪市中央区城見2丁目2番6号	3,247,200	コンピュータ・プログラムについては、著作権法第27条及び第28条の規定により、システム開発業者以外の他者が対応することが出来ないため。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）